

低所得者世帯支援給付金についてのご案内

御嵩町では、物価高騰の影響を顕著に受ける低所得世帯の方々を対象に、「低所得世帯支援給付金」を実施します。

この通知は、令和5年12月1日までに御嵩町へ転入されており、令和5年度における世帯の課税状況が御嵩町で把握できていない世帯の世帯主様へご案内しております。**課税状況が下記条件に該当する場合**は給付金の対象となる可能性がありますので、ご確認の上、必要書類の提出をお願いします。

○給付対象となる世帯の条件

基準日：**令和5年12月1日**において、御嵩町の住民基本台帳に記録されている世帯のうち、以下の(1)、(2)どちらかに該当する世帯

- (1)令和5年度住民税均等割のみ課税者で構成される世帯
- (2)令和5年度住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成される世帯

○必要な手続き

御嵩町へ転入される前に居住していた市町村にて、**令和5年度の課税証明書(転入された世帯全員分)** を取得してください。

↓

課税状況が上記の条件に該当しているかどうかを確認してください。

↓

該当すると判断できたら、下記「**必要書類**」を持って、御嵩町役場へお越しください。窓口にて申請書を記入していただきます。

手続きには時間がかかる場合がありますので、時間に余裕をもってお越しください。

○必要書類

- 令和5年度の課税証明書(転入された全員分の課税状況が分かるもの)
 - 本人確認書類の写し (運転免許証やマイナンバーカード、パスポートなど官公庁が発行したもの)
 - 振込口座の通帳等の写し (世帯主の名義であること、金融機関、カナ氏名、口座番号がわかる箇所)
- ※注意：代理人による申請・受給がある場合は、代理人の本人確認書類も必要となります。

≪申請期限≫

令和6年8月30日(金)

書類不備などにより申請期間を超過した場合であっても、給付対象とはなりません。本通知を確認いただきましたら、申請期間内に早急なお手続きをお願いします。

【お問合せ先】

御嵩町役場 福祉子ども課 社会福祉係
電話 0574-67-2111 (内線:2123、2124)
開庁日時：平日 8:30~17:15(年末年始を除く)